

平成25年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月6日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成25年9月6日 午前9時00分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 議案第44号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第45号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について
 - 議案第46号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第47号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第48号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第49号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第50号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第51号 可茂広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約について
 - 議案第52号 御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第53号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
 - 発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書
 - 請願第1号 年金の削減中止を求める意見書の採択に関する請願書

議事日程第1号

平成25年9月6日（金曜日） 午前9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

(2) 原発事故・子ども・被災者支援法に関する陳情について

(3) 現金出納検査結果報告（平成25年5月～平成25年7月分）

町長報告 3件

報告第9号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

報告第11号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第4 委員長報告 2件

(1) 名鉄広見線対策特別委員会最終報告書

(2) 亜炭廃坑対策特別委員会最終報告書

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 18件

認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第44号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第45号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第46号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第47号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第48号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第49号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第51号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第52号 御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書

日程第6 議案の審議及び採決 1件

議案第44号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 請願の委員会付託 1件

請願第1号 年金の削減中止を求める意見書の採択に関する請願書

出席議員（11名）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 議長 加藤保郎 | 1番 高山由行 | 2番 山口政治 |
| 3番 安藤雅子 | 5番 柳生千明 | 6番 山田儀雄 |
| 7番 伊崎公介 | 9番 大沢まり子 | 10番 岡本隆子 |
| 11番 佐谷時繁 | 12番 谷口鈴男 | |

欠席議員（1名）

8番 植松康祐

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------|-----------|
| 町長 渡邊公夫 | 副町長 纈纈久美 |
| 教育長 高木俊朗 | 総務部長 鍵谷昌孝 |

民生部長 田中 康文
企画調整
担当参事 葛西 孝啓
企画課長 山田 徹
税務課長 佐久間 英明
保険長寿課長 加藤 暢彦
農林課長 田中 宣行
建設課長 伊左次 一郎
学校教育課長 藤木 伸治

建設部長 奥村 悟
総務課長 寺本 公行
まちづくり課長 須田 和男
住民環境課長 小木曾 昌文
福祉課長 若尾 要司
上下水道課長 亀井 孝年
会計管理者 田中 秀典
生涯学習課長 水野 嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二

議会事務局
書記 渡辺 一直

開会の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

なお、植松議員におかれましては、体調不良のため、本日は欠席するとのことです。

したがって、平成25年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくをお願いします。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

それでは、招集者 渡邊町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。秋の色も少し濃くなってきたかなと思いますが、きょうはまた暑い日になりそうです。体調の変化も起こりやすい時期ですので、ぜひ体調管理に気をつけていただいて、この長丁場となる9月定例会を乗り切っていただきたいと思います。

それでは、挨拶をさせていただきます。

さきに行われました参院選挙においては自民党の圧勝となり、衆参のねじれ国会が解消されました。これを契機に、これまでのような審議拒否や、数の論理だけで決着をつける国民不在ともやゆされた国会運営が改められ、与野党が真に国民本位の視点で審議を尽くされ、日本の喫緊の課題に迅速に対応されることを心から期待したいと思います。

また、当町議会におきましては、7月25日に開催された臨時会において加藤議長、大沢副議長を初め議会の役員構成が決まり、新たなスタートをしていただきました。国において連立与党により安定政権が続こうという機運の中で、ぜひ本町においてもこの安定政権を見据え、新しい体制の町議会と町行政がそれぞれの立場で、町民本位の前向きで活発な議論を行い、議会と行政が両輪となって、腰を据えて国・県とともに活力ある地域を目指していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、御嵩町議会第3回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

平成24年度決算について、数値等につきましては後ほど担当者が説明させていただき、委員会付託される予定になっておりますので、私からは大局的な所感を述べさせていただきます。

戦後、御嵩町は、復興のエネルギーを担うべく亜炭鉱景気に支えられ、岐阜県内トップクラスの財政力を有しておりました。その後、エネルギー革命により斜陽化する亜炭経済とともに行財政力も衰えたわけではありますが、その体質は変わらず、単独の事業を好む自治体として存続してまいりました。私は議員時代にもそのような指摘を幾度もしましたが、その傾向は残されたままでありました。

6年前、私が町長に就任した際、外に向けて行財政改革をアピールしたわけではありませんが、職員に対し、行財政の体質改善をなすことを宣言し、今日に至っております。その結果が数値的变化としておぼろげに見えてきたのが平成23年度の決算であったと言えます。そして今平成24年度の決算には明確な数字としてあらわれており、6年間の体質改善への取り組みに間違いはなかったと安堵している次第であります。今後もさらなる体質改善を図り、町民の負託に応えさせていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

環境モデル都市関連について、第2回定例会以降の状況について御報告させていただきます。

この6月に、環境に加え、福祉施策の先進的な取り組みをするまちとして、既に環境モデル都市の最終形である環境未来都市の選定を受けております北海道下川町で行政視察をしてまいりました。

下川町は、明治34年に現在の郡上市の住民が入植し、開拓を進めたまちで、岐阜県とは縁の深いまちです。毎年50ヘクタールの植林と伐採を繰り返し、60年かけて3,000ヘクタールの広大な森林を整備する循環型森林経営を手がけ、優良な木材を生産するとともに、市場に出せない間伐材や木くず、枝葉に至るまで、集成材、木炭、化粧水、キノコの菌床等々に加工し流通を図るなど、説明を受けました担当者の言葉をかりますと、一本の木をしゃぶり尽くすがごとく、まさに森林資源を余すことなく活用しながら、安定的な経済基盤と雇用の確保を図る施策を展開しています。

また、環境モデル都市提案事業の柱の一つである森林バイオマスエネルギーの積極的な導入により、既に公共施設の熱エネルギーの42%を木質バイオマスで賄っております。将来的には町内の熱エネルギーの完全自給を目指すなど、官民あわせて化石燃料から木質バイオマスへの移行を進め、森林資源を活用した新たな町内産業の創出・育成・支援を同時に進めるという先駆的な取り組みをしております。

さらに、町の中心地からほど遠く、限界集落特有の課題を持つ集落において、集落内に広く散在し生活する住民を、町営住宅に集約化する次世代コンパクト集落のモデル事業にも着手されていましたが、ここでもバイオマス、太陽光エネルギー施設が整備され、環境未来都市とし

て、まさに温室効果ガスの削減と高齢化社会対策を進めている先進的な自治体として、我がまちの政策にも大変参考となる視察となりました。

次に、本町の環境モデル都市に関する状況を御報告させていただきます。

6月定例会において補正予算に計上させていただきました環境モデル都市アクションプラン及び地球温暖化対策実行計画につきまして、現在、委託事業者との契約を終え、策定に着手した段階であります。基本的には、環境モデル都市の応募に当たって提案した事業を平成30年度までの5カ年で着実に推進していく計画になろうかと思いますが、年内にほぼ策定を終え、内閣府から関係各省庁への協議手続を踏んだ上で、4月からスタートというスケジュールで進めております。この計画策定に当たりましては、でき得る限り町民の意見を反映し、参加型の取り組みにしていきたいと思います。また、町民と対話する機会や環境イベント、各団体の会議などの機会を捉え、モデル都市としての取り組みを広く周知していきたいと思います。

町民への周知に関連し、先般、「環境モデル都市みたけ」をイメージするロゴマークを発表させていただきました。さまざまな媒体を通して公募しましたところ、当初の予想をはるかに超える作品が寄せられました。選定するロゴマークは、選考過程から広くなれ親しんでいただける作品が望ましいと考えておりましたので、多くの御嵩町民が集まる「よってりやあみたけ」の会場における投票という形での最終選考を経て決定させていただいたという経緯でございます。今後、「環境モデル都市みたけ」の周知のため、さまざまな印刷物等で活用する予定でありますので、議員の皆様におかれましてもいろいろな形で御利用いただき、全国でも数少ない環境モデル都市として御嵩町のアピールに御協力をいただければと思っております。

今回、環境モデル都市に選定されたことにより、国からの支援も視野に入ってきました。環境モデル都市の提案の中でも政策の大きな柱の一つである、太陽光発電設備、燃料電池、蓄電池などを組み合わせた自立型避難所群構想についての支援であります。

近年、2年連続で局地的集中豪雨により広範囲に甚大な被害を受けました。加えて東海・東南海地震、さらには複合型大地震の発生も懸念されております。このような災害に備えるために避難所施設の機能強化は急務であります。避難所においては最低でも3日間、東日本大震災の経験を踏まえれば、1週間は各種インフラが停止しても自立した運営が可能な施設として整備していくことが重要であると考えておりました。これまで経済産業省などの公募に挑戦はしてきましたが、採択されませんでした。

そうした経緯をたどる中、今年度、地域の防災拠点となる公共施設への再生可能エネルギー導入を推進・支援する、いわゆるグリーンニューディール基金事業に岐阜県が採択されました。これにつきまして、自立型避難所群構想についての事業計画を県に提出し、応募している状況

であります。今後、県と環境省との協議後に9月県議会で基金造成の議案が上程され、議決後に各採択市町村に内示・交付決定される見込みであります。まずは向陽中学校体育館、中公民館、海洋センターを自立型避難所として整備していくもので、事業化できれば大規模災害に対する避難所機能が大きく充実されます。議員の皆様におかれましても、災害に強いまちづくりの観点からも、本事業に対する御理解と御支援をお願いしたいと思います。

防災対策といたしましては、今申しました施設の充実とともに、災害が発生したときに何をなすべきかという基本的な行動を確認し、検証しておく必要があると考えます。

9月1日に実施いたしました防災訓練につきましては、昨年度の防災訓練の反省点を踏まえ、今年度は御嵩町防災リーダーを活用した訓練を実施しました。災害時には、まず自助、そして共助、公助は最後になることを町民に理解していただくべく努力しているところです。発災後、行政がすぐに機能するとは想定できません。まずは自分で身を守っていただき、町民の皆さんが協力して助け合っていただくことになると思われます。

このような観点から、訓練の企画・立案から訓練会場における進行役などを、防災の研修を受講した御嵩町防災リーダーに果たしていただきました。上之郷小学校、御嵩小学校、向陽中学校、伏見小学校の4会場を避難場所とし、各会場ごとに防災リーダーの責任者を配置しました。職員は防災リーダーの黒子役となり補佐することで、双方ともに発災時の行動を再認識し、充実した訓練となりました。

行政内部の訓練といたしましては、災害対策本部が想定した被害に基づき、指示を出す災害図上訓練を実施し、また、災害対策本部に集約された災害状況や避難所情報などを町民の皆さんにいち早く伝えることができるように、現在情報発信ができる全ての媒体を使用し、情報発信訓練を実施いたしました。さらに、災害時における緊急放送に関する協定を締結しておりますケーブルテレビ可児及びFMラインウェーブの協力により、実際に記者会見を生放送し、また随時情報をFM放送で流すなど、協定の内容に基づいた対応を確認することができました。

各種団体の協力・参加をいただき、町民の皆さん650人に参加をしていただきました防災訓練ですが、この訓練で得たものを忘れないように、また今回の訓練に欠けていたこと、現実ではなき多くの事案について常に想像していただき、非常時に備えていただきたいと思います。

本年5月12日に御嵩町比衣地内の町道で発生した亜炭鉱廃坑に起因する陥没被害は、町道に埋設されている上下水道管の安全確保のため、国・県の特別な配慮により、被害発覚直後から特定鉱害復旧事業制度による復旧工事に着手することができ完了していたところですが、7月末に隣接する箇所新たに陥没被害が発生しました。

現在の鉱害被害に対する唯一の法的制度である特定鉱害復旧事業制度は、被害が発生しても採掘した事業者が責任をとることができないことが確認された場合のみ、陥没箇所の穴埋めな

どによる復旧工事が実施できるだけの制度であります。今回のような公共性の高い道路での被害の発生により、本町が国に要望し続けております鉱害予防対策制度の創設の必要性を改めて強く感じているところであります。

本年5月28日に、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣へ知事とともに亜炭鉱廃坑対策の要望書を提出してまいりました。本町の亜炭が採掘された地域は、国の目指す国土強靱化の考えから、地盤の脆弱そのものに該当するのではないかと考えており、本町立地上の特殊性について最大限の検討をしていただくよう、知事や国会議員の皆様のをかりながら、国へ引き続き強く要望してまいります。

今年度から3年間の新たな活性化計画のもとに財政支援と利用促進活動を進めております名鉄広見線問題については、去る7月17日に活性化協議会を開催し、昨年度の事業報告や会計決算の承認などを行いました。

この4月から7月までの4カ月間の実績を申し上げますと、通勤定期と通学定期、定期外でそれぞれ前年度を割り込んでおります。全体では対前年度比7,841人の減少となっております。平成24年度の利用者数を維持するという目標からは若干乖離した厳しい状況となっております。今後はこの現状を踏まえ、一人でも多くの方が名鉄広見線を御利用いただき、実績数値として利用者が減らないように、機会あるごとに電車の利用を訴え、多種多様な利用促進策を講じてまいりたいと存じますので、議会関係者の皆様の御協力もあわせてお願いをいたします。

また、これも4月から再編スタートしましたコミュニティバスの利用状況について、7月までの4カ月間の報告をさせていただきます。

初めに、名鉄御嵩駅を中心として御嵩・中地区を巡回するふれあいバスは、合計で6,654人の乗車があり、運行日1日当たりに換算すると約80人の利用でした。このうち、朝夕10便で御嵩駅と南山台、そして工業団地を結ぶ工業団地・南山台線については、徐々に利用者がふえており、4月に比べて7月は1.5倍の増加となっております。次に、上之郷と伏見地区でのふれあい予約バスは、上之郷線が1,319人、伏見線が1,020人、全体では2,339人、1日当たり約28人の利用者があり、予約運行発車台数1,020台で割ると1車両平均2.3人の乗車率であります。

これらのコミュニティバスの運行については、新規バス停の増設や予約方法に関する改善など、町民の方からの要望もございまして、現在、各地域の自治会での御意見の取りまとめをお願いするなど、具体的な検証を進めております。今後は課題と事案を整理し、関係機関との調整を経て改善を行い、利用者の皆様から及第点をいただける交通手段を目指してまいります。

今年度の当初予算で、岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用したFM地域情報作成放送委託事業の計上をお認めいただいております。委託先は災害時での緊急放送の協定を

締結しているコミュニティFM放送局のFMららですが、この7月24日に地域情報の発信基地として「御嵩ミーモスタジオ」が、地元商店街の店舗の一角をお借りし、開局しました。当日は町民ギャラリーの方が見守る中で、私も御嵩ミーモスタジオに生出演をさせていただきました。また、先月の「よってりゃあみたけ」では御嵩駅前ロータリーの特設スタジオから生放送され、夏のイベントを大いに盛り上げてくれました。今後も御嵩ミーモスタジオを活用して、町内の産業、歴史文化や地域の観光、イベントなどを発信し、地域振興とまちの活性化につなげていきたいと考えております。

野生鳥獣による被害は、全国的に深刻な問題となっています。その被害はイノシシや鹿による被害が主で、岐阜県内におきましては平成24年度は4億3,000万円の被害がありました。

御嵩町では、届け出のあった被害だけで250万9,000円で、被害額は年々増加傾向にあります。特に本町ではイノシシによる被害がほとんどであります。電気防護柵や防止ネットの設置による侵入防止策や有害鳥獣捕獲隊による捕獲対策を講じてはおりますが、なかなか被害が減らないのが現状であります。

被害増加の原因は、山地に食料が少なくなったであるとか、山の荒廃によって容易に姿を隠すことができるなど、定かではありませんが、複合的な対応が必要と考えております。野生鳥獣は、農作物だけを狙って田畑に侵入しているわけではなく、野菜くずや餌となるものがあればどこにでも出没するため、誘い寄せない環境をつくることも必要であると思われまます。一度人里に出没しますと、人なれが強く、山へ帰ることがなく、人家近くや農地にすみついて被害を拡大いたします。現在、捕獲隊では、町内全域に94基の捕獲おりを設置して、8月末現在で204頭を駆除しました。しかし、被害の減少は見られない状況であります。

そこで本町では、捕獲による駆除だけに頼らず、野生鳥獣が侵入しにくい環境の整備を進め、彼らの警戒心を大きくする対策として、平成24年度に県の補助制度を利用し、比衣地内で侵入防護柵を設置しました。今後は、地域で総合的な対策に取り組むべき指導と、防護柵、捕獲おりの一体的な利用により被害の拡大防止に努めてまいりたいと思います。今回の一般会計補正予算には、捕獲隊による捕獲数が増加しておりますので、その経費を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

風疹ワクチン予防接種についてであります。本年7月1日から実施しております風疹予防接種について、第2回定例会の折に現議長から御指摘を受け、説明をする時間はつくらなければいけないと思っているとの答弁をさせていただきました。

これを受け、担当の福祉課から7月9日開催の議員全員協議会の席上において、制度の内容、対象者、必要となる経費などの御説明を申し上げ、一時的に、9月から事業展開してまいりまます高齢者等インフルエンザ個別接種委託料を活用し、当面、風疹ワクチン予防接種委託に必要

となる経費を執行し、第3回定例会で補正予算の計上を行うことで御理解をいただいたところであります。こうした流れの中で、本定例会におきまして風疹ワクチン予防接種に係る経費を歳入歳出とも補正させていただくべく予算計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

また、これも第2回定例会において質問いただきました、子宮頸がん予防ワクチンの接種による健康被害と思われる事案につきまして、現状を報告させていただきます。

町として、この案件につき入手でき得る関係資料を整え、去る7月17日に第1回目の御嵩町保健事業健康被害調査委員会を開催し、審議に入ったところであります。

第1回目の委員会では、経緯と現状の報告、今後の方向性についてを議題とし、御審議いただいたところでありますが、御嵩町の事案が非常に複雑である上に、国において現段階でこの子宮頸がん予防ワクチンの接種に起因すると証明がなされた状況にはなく、ただ、積極的に接種をするよう促す勧奨をしないとの判断にとどまっていること。健康被害であると訴えられておる少女の病状が頭痛を中心に継続しており、日常生活に支障が出ている状況などを勘案し、まずもって優先すべきは健康を害しておられる少女の健康回復として、注射や捻挫、骨折などにより、その痛みが全身に広がり継続する複合性局所疼痛症候群の専門医受診を行っていただき、原因究明と治療に結びつけることとなりました。

この診断結果や国の動向を踏まえ、第2回目、3回目の委員会を開催する計画で、委員会としていつが帰着点であるかは現段階では見えてきておりませんが、当該案件の対応の方向性についての報告を頂戴し、その報告をもとに、国の動向を勘案し、対応してまいる所存であります。何分プライバシーにかかわる問題でもありますので、細心の注意を払い対応したいと考えております。そこで、年度内に開催予定の委員会2回分の委員報酬を補正予算として計上させていただきますので、よろしくお願いたします。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします案件について若干述べさせていただきます。

今回提案の一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてであります。普通交付税の額の決定により5,455万6,000円の増、地域経済活性化を図るために創設された地域の元気臨時交付金として4,482万9,000円の増、普通交付税の増額などに伴う財政調整基金繰入金の1億4,406万9,000円の減などを計上しております。

次に歳出であります。普通交付税等の収入増加に伴い財政調整基金積立基金費が6,452万5,000円の増、本算定に伴う国民年金事務取扱費が2,930万4,000円の減、可茂消防事務組合の消防救急デジタル無線整備工事特別分担金として常備消防費が2,110万5,000円の増など、歳入歳出補正予算額は9,479万1,000円の増加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げました。

今回提案いたしますのは、平成24年度の決算認定6件、人事案件1件、一般会計補正予算案など予算関係6件、条例・規約関係3件、都合16件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

長時間にわたりまして御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

ここで暫時休憩とします。マイク設備の不良のためちょっと調整が必要ですので、暫時休憩とします。

再開はちょっとわかりませんので、とりあえずパソコン等の変更等で15分間の休憩で、再開を9時45分とさせていただきます。

午前9時30分 休憩

午前9時45分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 大沢まり子さん、10番 岡本隆子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（加藤保郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月22日の議会運営委員会において、本日より9月24日までの19日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より24日までの19日間とすることに決定いた

しました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

諸般の報告

議長（加藤保郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづり（水色）をごらんください。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、原発事故・子ども・被災者支援法に関する陳情について、平成25年5月分から平成25年7月分の現金出納検査結果報告、以上3件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、意見書等のうち、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、8月28日に開催されました総務建設産業常任委員会協議会で御協議され、意見書を提出されるとのことでした。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第9号 専決処分の報告について、報告第11号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

報告第9号 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年7月23日付で専決処分を行いましたので、その報告をいたします。

専決処分の内容は、平成25年6月5日水曜日午後2時ごろ、上恵土地内本郷南交差点において、県道と町道が交差する信号交差点を町道側から南進左折する際、左に寄り過ぎたため、公用車の左後部が県道施設であるガードパイプに接触し、これを破損させたものであります。

損害賠償の相手方は岐阜県であり、損害賠償額は13万3,350円であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

引き続き、報告第11号の説明に移らせていただきます。

諸般の報告つづり 3 ページをお願いいたします。

報告第11号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る8月8日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて今回9月定例会に報告するものであります。

4 ページに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。監査委員の意見書は5ページから8ページに載せていますが、いずれも適正に作成されているものとの意見をいただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりの17ページをお開きください。

まず実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、平成24年度一般会計決算の実質収支は黒字であり、該当なしであります。

次に連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も黒字のため、この比率についても該当いたしません。

19ページをお願いいたします。

実質公債費比率の算出経過であります。実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。中段の左端に掲載しておりますとおり、平成22年度から24年度の3カ年の平均で12.1%であり、早期健全化基準である25%を下回っております。昨年報告しました平成23年度の比率は12.9%であり、0.8ポイント改善されております。これは、元利償還金が平成22年度から平成24年度にかけて毎年減ってきたことが大きな要因となっております。

20ページをお願いします。

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載しておりますが、右下の欄にあるとおり、平成24年度の比率は62.2%で、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。なお、平成23年度の75.2%より13ポイント低くなっております。これは、一般会計の地方債現在高はふえたものの、下水道特別会計の地方債残高が減少したこと、また財政調整基金などの充当可能基金が増加したことなどが大きな要因となっております。

最後に、公営企業における資金不足比率の説明をいたしますので、18ページにお戻りくださ

い。

公営企業には、必要な費用を自身の料金収入などによって賄う、いわゆる独立採算性の原則があります。公営企業会計の赤字や借金が膨らみ一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支を事前にチェックするため、資金不足比率が定められています。平成24年度水道事業会計は4億106万8,000円、下水道特別会計は1,771万9,000円と、それぞれ剰余額を計上しており、資金不足は発生しておりません。

最後に、法の目的にもありますように、財政の健全性を維持するため毎年これらの比率を算定し、その結果を議会に報告し、かつ住民へ公表するものであります。

以上で、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

報告第10号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

生涯学習課長 水野嘉博君。

生涯学習課長（水野嘉博君）

諸般の報告つづり 2 ページをお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告について御説明いたします。

車両事故の損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成25年7月30日付で専決処分を行いましたので、その報告をいたします。

専決処分の内容は、平成25年6月21日金曜日午後2時ごろ、伏見地内あっと訪夢駐車場内において、中山道みたけ館管理の公用車を駐車した際のブレーキが甘く、車両が前進し、同駐車場を出ようとした相手車両に接触、ホイールキャップを損傷させたものであります。

損害賠償の相手は、御嵩町伏見806番地1、小栗文代氏でございます。

損害賠償の額は5,775円であります。なお、この金額は、町が加入します賠償保険の免責金額以下となり、全額公費負担となります。

職員に対しましては、正職員、臨時職員を問わず、安全運転の徹底を図ってまいります。

以上で報告を終わります。

委員長報告

議長（加藤保郎君）

日程第4、委員長報告を行います。

各特別委員会から議長に委員長報告がありました。これを議題としたいと思っております。これに御異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました、各特別委員会から議長宛てに最終報告書の提出がありましたので、各特別委員会委員長から報告していただきます。

最初に、名鉄広見線対策特別委員会副委員長に報告を求めます。

名鉄広見線対策特別委員会副委員長 山口政治君。

名鉄広見線対策特別委員会副委員長（山口政治君）

それでは、名鉄広見線対策特別委員会の最終報告をさせていただきます。

御嵩町議会議長 加藤保郎様、平成25年8月26日、名鉄広見線対策特別委員会副委員長 山口政治。

名鉄広見線対策特別委員会（最終）報告書。

本委員会に関する事件に関し、これまで行ってきた調査・研究についての報告をします。

1. 経過。平成23年10月5日に第1回の委員会を開催し、以後6回の委員会と1回の協議会を開催し、名鉄広見線対策に対する問題点及び対応について調査・研究を行ってきました。

その中で、平成24年5月18日に行った中間報告の3つの提言について、(1)公共交通計画については、25年度より見直しがなされた。(2)法定協議会設置については、国の支援制度の変更に伴い実効性が失われた。(3)地域住民の声を聞くことについては、結果として3年間の財政支援が決定した。以上のことから、提言は達成されたと考えられます。

2. 最終報告。平成25年5月20日に開催した委員会において、担当部局の説明を聞き、以下の提案をまとめました。

①今後、伊岐津志トンネルが開通されることから、御嵩口駅付近の名鉄所有の余剰地を駐車場、駐輪場等に整備する必要がある。②花フェスタ記念公園来訪者を含め、名鉄広見線の利用者増を図るため、明智駅周辺の名鉄所有の余剰地を駐車場、駐輪場等に整備する必要がある。③マナカを利用できる機械を購入し、乗り継ぎダイヤの見直し等を行うことで利用者の利便性を向上させること。④環境モデル都市の認定を受けた町として、パークアンドライドを進めること。

今後も公共交通全体の調査・研究のため、必要に応じてこの特別委員会を設置すべきであると思われまます。

以上で報告を終わります。

議長（加藤保郎君）

これで名鉄広見線対策特別委員会の報告を終わります。

お諮りします。ただいまの報告のとおり、調査・研究を終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、名鉄広見線対策特別委員会は消滅いたしました。

続いて、亜炭廃坑対策特別委員会委員長に報告を求めます。

亜炭廃坑対策特別委員会副委員長 岡本隆子さん。

亜炭廃坑対策特別委員会副委員長（岡本隆子君）

本日、委員長が欠席のため、副委員長 岡本が委員長にかわりまして報告をさせていただきます。

平成25年8月27日、御嵩町議会議長 加藤保郎様、亜炭廃坑対策特別委員会委員長 植松康祐。

亜炭廃坑対策特別委員会（最終）報告書。

本委員会に関係する事件に関し、これまでに行ってきた調査・研究についての報告をいたします。

記1. 経過。平成23年10月27日に1回目の委員会を開催し、以後3回の委員会と4回の協議会を行い、亜炭鉱害対策特別委員会の経過報告、亜炭廃坑対策特別委員会の今後の方向性について協議しました。

その中で、予防措置に向けた制度を要望していくための勉強会を開催するため、東日本大震災後の亜炭鉱害復興状況について、町担当参事から説明、報告を受け、共和中学校の予防充填事業を他の公共施設にも展開できないか協議を重ねました。その結果、国・県へ要望書の提出を提案、原案作成を行い、ことしの3月に国への要望という形となりました。

当委員会設置期間にも、顔戸地内ほか7カ所で浅所陥没が起きている状況を確認いたしました。

最終報告。こうした陥没被害は、住民が本町で居住していく上で大きな不安となっています。今後も議会として、本町の住民が安心して暮らしていけるよう町行政と連携をとり、国・県に対して強く亜炭廃坑対策の制度の見直しについて働きかけを行っていくことが重要であると考えています。以上です。

議長（加藤保郎君）

これで亜炭廃坑対策特別委員会の報告を終わります。

お諮りします。ただいまの報告のとおり、調査・研究を終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、亜炭廃坑対策特別委員会は消滅いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました認定第1号から認定第6号まで、議案第44号から議案第53号まで、発議第1号、発議第2号の18件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件18件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

これより決算認定関係に入ります。

認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、認定第1号 平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すこととなっております。

平成24年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からの説明は決算全体の概略説明とさせていただきます。

まず決算書をお願いいたします。

決算書の111ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額69億4,014万4,019円、歳出総額が66億5,887万2,732円となり、歳入歳出差し引き額2億8,127万1,287円であります。このうち繰越財源である繰越明許費繰越額及び事故繰越繰越額合わせて2,692万7,350円でありますので、差し引き実質収支額は2億5,434万3,937円となりました。例年と比較して実質収支額が多額となっております。この原因は、災害復旧事業など平成23年度からの繰り越し事業に係る執行額が繰越額に比し少なかったことが大きな要因であります。

次に199ページから208ページまでは、財産に関する調書であり、公有財産など1年間の推移が記されております。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは資料を変えまして、別冊で表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、これで説明をさせていただきます。

1 から 2 ページは、一般関係及び特別会計の特徴点などを文章で簡潔にまとめております。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表の歳入であります。歳入決算額は収入済み額（C）欄の歳入合計欄に表示してあり、その額69億4,014万4,019円です。23年度比較で3,455万5,069円、0.5%の減となりました。

それでは、平成23年度決算と比較し、増減額が大きいものを中心に、款ごとに説明をいたします。

款01町税は、固定資産税評価がえの影響により1,061万7,386円の減額。

款09地方特例交付金は、児童手当、子ども手当特例交付金廃止により1,990万円減額。

款10地方交付税も、災害に係る特別事業減少による5,381万5,000円の減額であります。

町税及び地方交付税で歳入全体の54.8%を占め、平成23年度の55.4%から若干その比率が下がっております。

款12分担金及び負担金は2,381万2,234円増額しています。これは特定鉱害復旧費負担金によるものです。

款14国庫支出金は、平成23年度からの繰り越し事業に充当する社会資本整備総合交付金により3,642万4,359円の増額。

款18繰入金は、平成23年度で土地開発基金からの繰り入れを執行したことなどにより1億3,692万1,597円の減額であります。

款21町債は4,050万円の増額であります。水道未普及地域解消事業の財源である一般会計出資債の増によるものであります。

なお、6 ページ左端に収入未済額欄の合計額を載せています。その額1億4,764万8,954円、平成23年度対比で2,464万8,858円の減額となっております。

次に7 ページ、8 ページ掲載の歳出決算について説明いたします。

支出済み額（B）欄の合計欄、一般会計歳出総額は66億5,887万2,732円、前年度比較22万5,983円の増となりました。

歳出についても、平成23年度決算と比較し、増額額が大きいものを中心に、款ごとに説明していきます。

款02総務費は、減債基金積立金減などによる8,205万123円の減額。

款04衛生費も、可茂衛生施設利用組合負担金減などにより1,160万6,194円減額となっております。

款08土木費は、大泥茶田原線など繰り越し事業の増による7,277万5,703円の増額です。

款10教育費も、繰り越し事業である中公民館防災拠点施設整備工事により2,695万6,456円増

額となっています。

款11災害復旧費は、9・20豪雨災害に伴う復旧事業の減により8,186万5,572円の減額となりました。

款13諸支出金は、水道未普及地域解消事業出資金の増により9,213万9,708円の増額です。

歳出額の上位は、昨年度同様、民生費、総務費、土木費の順で、この3つで全体の59.3%を占めています。

最後に、翌年度繰越額（C）欄の説明をさせていただきます。本庁舎耐震計画及び大規模改修等実施設計、上水道事業会計出資金など6件の事業を平成25年度へ繰り越し、その総額が9,399万5,950円ということであります。

ページを飛びまして、次に21ページをお願いします。この21ページから26ページまでが町税等収納状況表であります。昨年度決算における指摘を踏まえ、今回は収入未済額があるもの全てをこの表に掲載しております。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済み額、収入未済額が記載されておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

次に27ページをお願いいたします。このページから32ページにかけて節別執行状況表を掲載しております。一般会計決算における節レベルでの上位は、負担金補助及び交付金、繰出金、扶助費の順となっております。

次に33ページから38ページは、人件費等明細表です。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬支払いの内訳が記載してあります。

39、40ページは、各会計の過去10年間にわたる歳出決算額の推移であります。

次に41ページは、地方債現在高の一覧であり、事業区分ごとに残高の推移が載せてあります。一般会計の平成24年度末残高は44億6,381万9,000円となり、平成23年度より5,079万4,000円増額しています。これは災害復旧事業債、臨時財政対策債によるものであります。下水道特別会計の残高は63億1,651万7,000円であり、こちらは2億3,378万7,000円減額しています。

次に43ページをお願いいたします。

地方自治法第241条第5項の規定により、特定目的のため設置された定額運用基金の平成24年度における運用状況の報告であります。

まず1の土地開発基金の運用状況を説明いたします。土地の保有はなく、現金のみであります。現金残高は、御嵩町基金条例に基づく2億円の定額に運用利子13万円を加算した額をもって年度末残高としております。

2の国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用に関しましても、運用益による微増であり、年度末残高は現金及び貸付金合わせて346万4,000円となっております。

最後に、別冊で水色の表紙のつづりは、主要な施策の成果に関する説明書であります。1年

間の予算執行状況がわかるように係単位で歳入歳出の主なものを掲載していますので、お目通しをお願いいたします。

最後に、決算審査各常任委員会協議会審議において決算についての御指摘を受けております。これらの御指摘も含めて、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で、平成24年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、認定第2号、第3号、第4号について説明をいたします。よろしくお願いいたします。

初めに、認定第2号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から説明をさせていただきます。

決算書の中ほど140ページに実質収支に関する調書が書いてございます。そちらをお願いいたします。歳入総額が21億6,302万3,710円、歳出総額が20億8,446万2,332円となり、差し引き額7,856万1,378円であります。

次に財産に関する調書でございしますが、決算書の205ページをお願いいたします。⑨番の国民健康保険基金につきましてでございます。前年度末現在高22万2,128円となっておりますが、平成24年度国保会計におきまして積み立てを行いまして、最終の年度末決算額につきましては5,022万2,128円となっております。

決算書とは別とじの黄色表紙、平成24年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願いいたします。そちらの9ページでございます。

国保特別会計の歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

まず歳入の1番目、国民健康保険税ですが、収入済み額が5億4,622万3,241円となり、歳入全体の25.3%を占めており、対前年度5,666万2,562円の大幅増となっております。

国保の収納状況につきましては、同説明書の23ページをお願いしたいと思います。中段より下の欄に国保税の分が書いてございます。収納率につきましては、現年度分、これは医療と介護、それから後期高齢の分でございますが、合わせて91.5%となります。過年度分と合わせますと72.9%でございました。平成23年度と比較いたしますと、現年度分で0.1ポイント増、合

計でも0.9ポイントの増となっております。

9ページにお戻りください。

保険税の不納欠損についてですが624万7,500円、こちらにつきましては平成15年度から18年度までの合計で116件を不納欠損処分といたしました。この結果、収入未済額につきましては1億9,727万4,407円となりましたが、今後も滞納整理の強化、強制処分等、被保険者間の公平を保つよう、また財源の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして款03国庫支出金でございます。こちらについては3億6,194万1,093円で、全体の16.7%となっております。主なものは、療養給付費負担金や財政調整交付金でございますが、前年度に比べまして医療費の減などにより療養給付費が減ったため、6,642万3,879円、15.5%の減となっております。

続きまして款05前期高齢者交付金でございます。こちらにつきましては5億9,191万1,401円で、全体の27.4%、対前年比で6,783万2,011円の増となっておりますが、その内訳につきましては、現年度分が5億2,800万、過年度精算分が約6,400万円でございます。65歳から74歳までの前期高齢者の割合、それから医療費がふえていることが要因であるというふうを考えております。

また、款09の繰入金1億3,324万3,291円は、昨年度5,000万円の一般会計からの特別支援繰入金をいただきましたが、平成23年度は国保基金からの繰入金6,000万円があり、その分が減ったこともありまして、前年度と比べまして1,086万7,428万円の減となっております。

次に11ページをお願いいたします。

歳出について説明をさせていただきます。

款02の保険給付費は13億7,670万8,013円で、歳出全体の71.8%を占めております。被保険者の高齢化によります医療受診件数の増加、それから医療技術の高度化などから、ここ数年は毎年1億円近い伸びを示しておりました。昨年度におきましては対前年度比で2,780万7,265円、2.0%の減となっております。主な要因といたしましては、患者さんの入院日数の減、それに伴う費用の減が大きかったということが要因と考えております。

それから款03後期高齢者支援金、款06介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金を通じまして関係する保険制度への国保被保険者分を負担するものでございますが、社会保障費の全般的な増大から、それぞれ対前年比で11.4%、9.3%と、引き続き伸びている状況でございます。

款09の基金積立金は、5,000万円を基金に積み立てさせていただきましたので、対前年度比で非常に大きな伸びを示しておるところでございます。

款10の諸支出金につきましては対前年度5,863万3,779円の増となっておりますが、こちらにつきましては、平成22年度の借入金の元金2,500万円の返済が24年度から始まったこと、それから23年度国保療養給付費負担金の返還額がふえたことなどが要因でございます。

歳出全体での執行率が97.1%となっております。主なもののみ説明をさせていただきましたが、後ほど資料のお目通しをお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

次に、認定第3号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

御承知のこととは思いますが、後期高齢者医療制度につきましては平成20年度から開始されて、岐阜県の広域連合で運営されておまして、各市町村におきましては保険料の徴収と保険証の引き渡し、各種届け出・申請などの窓口を行っております。平成24年度の御嵩町の加入被保険者数は2,512人、昨年度と比べまして68人の増加となっております、毎年増加をしておるといような状況でございます。

それでは、決算書の153ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。平成24年度の歳入総額は1億7,080万2,121円、歳出総額は1億6,549万4,005円で、差し引き530万8,116円が平成25年度へ繰り越しとなっております。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、再び黄色の表紙の説明書をお願いしたいと思います。そちらの13ページをお願いいたします。

まず総括表の上段、歳入でございますが、初めに保険料は、収入済み額1億1,952万800円、不納欠損額が11万6,200円、収入未済額が214万8,600円で、収納率が98.1%、歳入全体の70%を占めておるといことでございます。収納率につきましては、現年度のみで99.2%となっております。

また、款04の繰入金でございます。こちらにつきましては、事務費、保険基盤安定、それから保健事業費に係る一般会計からのものも合わせまして収入済み額4,371万8,051円、全体の25.6%となっております。

同じページ下段でございます、今度は歳出に移らせていただきます。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金の支出済み額1億5,989万1,998円、こちらにつきましては広域連合への保険料や基盤安定負担金などで、全体の96.6%と支出のほとんどを占めております。

歳出全体での執行率が97.3%となっております。こちらにつきましても主なもののみ説明させていただきます。後ほど資料をお目通しのほどお願いいたします。

続きまして、認定第4号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

この決算につきましても概略のみの説明でございますので、よろしくお願いをいたします。
介護保険会計につきましては、保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行をしております。

初めに、平成24年度の状況を説明させていただきます。

保険料賦課時点での第1号被保険者数は4,746人で、昨年より80人ふえております。また、年度末での要援護者・要介護者認定数につきましては846人でございまして、昨年度と比べて30人ふえておるといような状況で、毎年増加しておるといことでございます。

それから、御嵩町の24年度末の65歳以上の高齢者でございます。こちらにつきましては4,850人でございまして、高齢化率につきましては25.4%となっております、御嵩町の4人に1人の方は65歳以上の高齢者というような状況となっております。その65歳以上の高齢者のうち、要支援・要介護者の割合につきましては17.4%となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、保険事業勘定の決算の状況から説明をさせていただきます。

決算書の174ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額が14億4,558万664円、歳出総額が13億8,612万2,822円となり、差し引き5,945万7,842円となっております。

次に財産に関する調書でございますが、こちらにつきましては決算書の205ページをお願いいたします。⑪番、介護給付費準備基金についてでございます。こちらにつきましては、給付費が昨年度途中での不足が予測されたために、平成24年度に基金を取り崩しましたので、決算残高といたしましてはゼロ円となっております。よろしくお願いたします。

それでは、再び黄色表紙の説明書のほうをお願いしたいと思います。そちらの15ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

保険料でございますが、収入済み額2億6,489万6,430円、不納欠損額147万234円、収入未済額524万9,230円となっております、収納率につきましては、特別徴収分と普通徴収分の現年度分につきましては99.0%、過年度分を合わせた全体の収納率につきましては97.5%ということで、昨年度と比べまして0.1ポイント上昇しておるといことでございます。

款03の国庫支出金3億1,901万3,196円につきましては、介護給付費の居宅分20%、施設分15%と、それから調整交付金5%相当の負担分です。

款04の支払基金交付金3億9,352万4,508円につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料として介護給付費の30%の負担分となっております。

それから款05の県支出金2億1,830万3,940円は、介護給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%

の負担分となっております。

それから款06繰入金 2億3,803万5,094円は、介護給付費の12.5%と事務経費分などでございます。

款10の町債でございます。こちらにつきましては、先ほど申しましたように、昨年度、給付費が年度途中での不足が予測されたということで基金を取り崩させていただきました。あわせて、議会で補正予算をお認めいただきまして県からの借入金を借りる準備をしておったところでございますが、結果的にその必要がなくなったということで借り入れをせずに済みましたので、予算未執行となっております。

歳入合計では、対前年度で1億7,664万622円、13.9%の大幅な増となっております。

次に、歳出について説明をいたします。

款02の保険給付費は13億1,779万2,092円で、歳出全体の95.1%、対前年度比で1億3,276万7,064円、11.2%の大幅増となっております。介護サービスの利用者は延べ件数で合計2万2,204件と、前年と比べまして2,296件、率で言いますと11.5%増加しておるといような状況でございます。

款05の地域支援事業費3,703万5,971円は、各種の介護予防事業に887万5,409円、高齢者の生活サポート、それから支援サービスなど包括的支援事業のほうに2,816万562円を支出しております。

歳出合計の執行率が94.9%となっております。

続きまして、サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

決算書の183ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額が478万6,560円、歳出総額が275万9,730円となり、差し引き202万6,830円となっております。

黄色表紙の説明書のほうをお願いいたします。そちらの17ページになります。

ここでは、介護認定者のうち、要支援1、要支援2の方の介護相談、それから予防プランを作成する事業の勘定区分ということでございます。

歳入の款01サービス収入478万6,560円は、介護予防プラン作成1,113件分でございます。前年度と比べまして91件増加しておるといことでございます。

次に、歳出でございます。

款01の事業費206万6,351円は、予防プランを作成するための日々雇用職員の賃金、それから介護支援事業者への一部プラン作成を委託している分などでございます。こちらについては、できるだけ自前で作成するようとしたため、委託件数につきましては37件ということで、前年より37件減っておるとい状況でございます。

それから款03諸支出金69万3,379円につきましては、保険事業勘定へ繰り出して地域支援事

業費に充てておるということでございます。

こちらにつきましても主なもののみ説明をさせていただきましたが、ほかの資料、後ほどお目通しをよろしく願いいたします。

以上で認定第2号、第3号、第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは私から、認定第5号及び6号について説明をさせていただきます。

なお、2件とも、この後、常任委員会に付託されることとなっておりますので、概略を説明いたします。よろしく願いします。

最初に、認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを御説明いたします。

下水の状況を説明させていただきますと、平成24年度末で処理区域面積は539ヘクタール、前年度より5ヘクタールの増、処理区域内水洗化世帯数につきましては3,756戸で111世帯の増となっております。

それでは、歳入歳出決算書の198ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額が8億7,975万2,327円、歳出総額が8億5,748万3,441円、差し引き額が2,226万8,886円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許繰越額が455万円ありますので、実質収支額は1,771万8,886円となりました。

別冊の黄色い表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願いします。19、20ページとなります。

歳入歳出決算総括表でございます。

歳入の主なものについて、(C)の収入済み額、右側の対前年度増減額、その理由から説明させていただきます。

款01の分担金及び負担金は、主に受益者負担金で、収入済み額2,066万2,867円です。対前年度比313万7,267円の増額です。

款02の使用料及び手数料は、主に下水道使用料で、収入済み額1億8,364万1,904円です。下水の接続戸数の増によりまして対前年度比252万997円の増額です。

款03の国庫支出金は、下水道整備に伴う国の補助金で4,590万円です。事業の減により1,210万円の減額となっています。

1行飛びまして、款05の繰入金は、一般会計から4億9,371万2,000円を繰り入れしました。繰り上げ償還公債費の増によりまして3,816万8,717円の増額となっています。

1行飛びまして、款07の諸収入は438万8,202円です。流域維持管理負担金精算還付金の減等によりまして2,418万4,159円の減額となっています。

款08の町債は、下水道事業債で9,340万円を借り入れました。こちらも事業量の減により1,730万円の減額となっています。

以上の歳入合計は8億7,975万2,327円と、対前年度比で1,765万4,903円の減額となりました。次に歳出の主なものについて、(B)の収入済み額、右側の対前年度増減額、その理由から説明させていただきます。

款01の下水道事業費は、支出済み額3億4,225万9,070円です。事業量の減等により対前年度比4,815万39円の減額となっています。

款02基金積立金は3,501万9,516円です。今後の不明水対策費等に充てるため2,001万9,516円の増額となっています。

款03の公債費は、下水道事業債の償還金で、元金及び利息償還金を合わせまして4億8,020万4,855円を償還いたしました。繰り上げ償還公債費の増等によりまして2,466万1,572円の増額となりました。

以上の歳出総額は8億5,748万3,441円と、346万8,951円の減額となりました。

以上で認定第5号 平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算の報告を終えさせていただきます。引き続き、別冊の御嵩町水道事業会計の決算書をお願いします。

認定第6号 平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

地方公営企業法第32条の規定により、毎事業年度生じた利益の処分は議会の議決を経て行わなければならないとされていますので、利益の処分の議決及び同法第30条第4項の規定により、決算の認定を議会に付するものであります。

決算書の13ページをお願いします。

初めに、平成24年度水道事業の概要を報告いたします。

3. 業務の(1)業務量です。番号1の年度末給水人口は1万9,027人で、前年度より180人の減少となりました。2の年度末給水件数は6,314件で、前年度より29件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は206万4,705立方メートルで、前年度より2万7,297立方メートルの減少となりました。これに係る7の年間有収水量は190万7,554立方メートルで、前年度

より3万7,437立方メートルの減少でした。これにより8の年間有収率は92.4%で、前年度より0.6ポイントの減少となっております。

続きまして、この決算書の1ページ、2ページをお願いします。

平成24年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。区分、決算額、前年度比較等について説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。第1款水道事業収益の決算額は4億8,031万8,467円です。前年度比では525万1,604円の増収となりました。このうち、第1項営業収益は4億5,437万1,104円です。主な収入は、水道使用料の4億4,181万8,271円でした。第2項営業外収益は2,346万4,768円です。この主な収入は、一般会計からの補助金1,100万円です。第3項の特別利益は248万2,595円です。過年度給水収益の修正でございます。

次に支出です。第1款水道事業費用の決算額は4億5,082万4,688円です。前年度比では179万1,160円の支出増となりました。このうち、第1項の営業費用は4億3,224万263円です。主な支出は、県水受水費の2億2,946万6,423円に続きまして、減価償却費の9,674万2,684円などとなっております。前年度比では462万8,623円の支出増となりました。第2項の営業外費用は1,858万2,743円です。主な支出は、企業債の支払い利息でございます。第3項の特別損失は1,682円です。過年度給水収益の修正でございます。第4項の予備費の支出はございませんでした。

次の3ページ、4ページをお願いします。

2の資本的収入及び支出でございます。主に建設改良に要する関係です。24年度から上之郷地区水道未普及地域解消事業の建設改良工事が開始されたこと、企業債の補償金免除繰り上げ償還額が増額したこと等によりまして、収入・支出とも前年度比で大幅な増額となっております。

収入から説明させていただきます。第1款資本的収入の決算額は1億9,700万6,808円となり、前年度比では1億5,104万4,390円の増収となりました。このうち、第2項の出資金は1億919万8,808円です。一般会計からの上之郷未普及地域解消事業分で9,413万9,708円の増収です。第3項の負担金は1,566万5,000円です。新規加入負担金及び下水道工事負担金が520万318円の減収です。第4項の国庫支出金は7,214万3,000円です。上之郷未普及地域解消事業の第1工区工事に係る国庫補助金で6,210万5,000円の増収でございます。

次に、支出でございます。第1款の資本的支出の決算額は4億887万5,690円です。前年度比では2億4,780万7,473円の支出増となりました。この内訳は、第1項の建設改良費で2億6,892万7,921円です。上之郷未普及地域解消事業等の工事の増によりまして1億6,036万9,354

円の支出増となりました。第2項の償還金は1億3,994万7,769円です。繰り上げ償還額の増によりまして8,743万8,119円の支出増となっております。

欄外の財源補填の説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,186万8,882円は、過年度損益勘定留保資金1億601万8,004円、当年度損益勘定留保資金9,776万6,445円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額808万4,433円で補填をいたしました。

次に5ページをお願いします。

損益計算書でございます。消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

ただいま御説明させていただきました水道事業収支により、経常利益と特別損失を合わせました当年度純利益は、下から3行目に記しました2,015万7,537円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は5,652万6,716円となりました。

次の6ページは剰余金計算書になりますので、後ほどお目通しをお願いしまして、7ページをお願いします。

剰余金処分計算書でございます。損益計算書にて御報告いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益分の2,015万7,537円を減債積立金に積み立てた後、全額を処分するものでございます。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、10ページ以降には決算の附属書類として決算の概況、建設改良工事の概況、決算明細書等を掲載しております。また、別紙として平成24年度未収・未払い内訳書を添付しておりますので、後ほどあわせてお目通しのほどよろしく申し上げます。

以上で、平成24年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の報告を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ここで監査委員により、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 山田儀雄君。

監査委員（山田儀雄君）

それでは私からは、平成24年度の決算審査を代表監査委員であります永瀬俊一監査委員とともに行いましたので、その審査結果を報告させていただきます。

お手元に配付されております平成24年度決算審査意見書つづりの1ページをごらんいただきたいと思っております。

平成24年度各会計歳入歳出決算の審査意見について。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

審査の概要であります。

(1) 審査の対象、平成24年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成24年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算。

(2) 審査の期日等でありますけれども、平成25年8月6日、7日、8日、場所は御嵩町の第2委員会室であります。

(3) 審査の手続、この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、②決算の計数は正確であるか、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかを主眼に置いて、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果を考慮し、あわせて一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類等により、関係職員の説明を聴取するなど、慎重に審査を行いました。

2ページをお願いします。

審査の結果であります。

平成24年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、地方自治法に準拠して作成されており、決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

(1) 総括、平成24年度における一般会計及び各特別会計の決算状況は、総額で見ると次のとおりである。

決算額は、歳入では116億408万9,401円であり、前年度の113億7,307万7,133円と比べ2億3,101万2,268円の増額(2.0%)となった。また、歳出決算額は111億5,519万5,062円であり、前年度の109億162万4,159円と比べ2億5,357万903円の増額(2.3%)となる。これについては別表1に記載されております。歳入歳出差し引き額は4億4,889万4,339円であり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額1,256万4,000円、事故繰越繰越額1,891万3,350円を差し引いた実質収支額は4億1,741万6,989円となった。

(2) 指摘事項、初めに共通事項であります。

一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する調書及び説明については、監査当日に説明の不備が見受けられた。事前によく確認し、正確な調書の提出及び的確な説明をされるよう努められ

たい。次に、例月現金出納検査でも指摘しているが、決裁文書に印影がはっきりしていないものが何件か見受けられた。決裁者は鮮明に押印すること。3つ目でありますが、一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書等については、歳出において、事業別予算で執行されているため、事業別で分けられた調書にされたい。不納欠損処理については、収納担当者の努力もうかがえるが、不納欠損に至らぬよう、今後も収納についてより一層の努力をされたい。

あと2番目以降は各課の指摘事項でありますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして7ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度御嵩町水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成24年度御嵩町水道事業会計の決算について審査を終了したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

審査の概要。

審査の対象、平成24年度御嵩町水道事業会計決算。

審査の期日等、平成25年8月8日、場所は役場第2委員会室であります。

審査の手続、審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を、関係職員の説明も聴取し、慎重に審査しました。

審査の結果。

審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認められた。

審査の詳細は、以下のとおりであります。

(1)経営状態について。決算の内容を見ると、平成24年度においては経費節減などの経営努力により2,015万7,537円の純利益が出ている。これは別表1に記載されております。平成24年度の給水原価は2万2,673円であり、供給単価2万2,062円を上回っている。これは別表4であります。単純に見ますと赤字とも見受けられますが、収支では純利益も出て黒字となっているため、決算資料で状況の確認できるものが表示されるのが望ましい。

(2)有収率について。平成24年度の有収率は92.4%であり、前年度の93%を0.6ポイント下回った。夜間流量の監視による漏水の早期発見、修理や石綿管の更新事業など、引き続き有収率の向上に努められたい。

(3)実質滞納額について。水道料金の実質滞納額は、平成24年度では1,057万2,069円となっており、平成23年度における1,152万9,020円と比べると減額している。今後も引き続き未収金

の解消に最大限努められたい。

(4) 上之郷地区水道未普及地域解消事業について。平成24年度から上之郷地区水道未普及地域解消事業の建設改良事業が開始されたことにより、歳出では建設改良事業費が前年度と比較して大幅に増加した。それに伴い、歳入である一般会計出資金及び補助金も大幅計上された。また、最終年である企業債の補償金免除繰り上げ償還金が支出増の要因となっていることを提出書類によりまして確認しました。今後において、送水ポンプ場等の老朽化に伴う施設改良、有収率の向上など、より効果的な水道事業の経営に努められたい。

以下についてはお目通しをお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（加藤保郎君）

御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をします。

再開は11時25分とします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

議案第44号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 瀬瀬久美君。

副町長（瀬瀬久美君）

それでは、議案第44号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明をいたします。

議案つづり 3 ページ、資料つづり 1 ページをお願いします。

現在、教育委員の平井信吉さんが、この9月30日で任期満了となります。平井さんは、前任者の残任期間として平成25年4月から半年間、教育委員を務めていただいております。今回、引き続き再任をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案をごらんください。氏名は平井信吉さん、生年月日は昭和39年1月11日、住所は御嵩町中切1341番地4であります。なお、任期につきましては平成25年10月1日から平成29年9月30日までの4年間であります。資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしく願いをいたします。以上であります。

議長（加藤保郎君）

それでは、補正予算関係に入ります。

議案第45号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

議案第45号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

補正予算書つづり（ピンク色）の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で、9,479万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億421万3,000円とする旨規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条規定の地方債補正につきましては、第2表 地方債補正で説明しますので、6ページをお願いいたします。

今回の地方債補正は、借入限度額の変更であります。

地方道路等整備事業に係る地方債は、事業に充当する特定財源である社会資本整備総合交付金の限度額確定に伴い、借入額を2,860万円から2,630万円に減額するものであります。起債の方法、利率及び償還の方法についての変更はありません。

消防ポンプ自動車購入事業については、地域の元気臨時交付金を充当するため、借り入れを取りやめるものであります。

それでは、歳入予算について説明いたしますので、9ページをお開きください。

款09地方特例交付金、款10地方交付税は、交付額確定により、それぞれ増額するものです。

款13使用料及び手数料における行政財産の目的外使用料1,000円は、白山住宅における目的外使用料に未収入額があるため、平成24年度決算審査での意見も踏まえ、予算計上するものであります。

款14国庫支出金、目01総務費国庫補助金4,482万9,000円は、3月定例会でも説明いたしましたが、国の経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、その円滑な実施を図るため、追加公共事業の地方負担額をベースとして算定され、地方に配分・交付される地域の元気臨時交付金であります。

目03衛生費国庫補助金は、妊婦健診の公費負担拡充に係る交付金29万円です。

目04土木費国庫補助金は、ともに社会資本整備総合交付金の補正です。まず節01土木費補助金は、道路事業に充当する交付金の交付決定に伴う1,240万2,000円の減額。また、節02都市計画費補助金では、住環境整備事業として、耐震補強工事補助金に充当する交付金を本年度限定

の加算分として165万円計上しています。

款15県支出金、項01県負担金では、本算定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金を2,239万9,000円減額しています。

項02県補助金、目03衛生費県補助金は、7月から始まりました風疹ワクチン接種に対する補助金15万7,000円を、目05農林水産業費県補助金は、額の確定により環境保全林整備事業補助金4万円を、また、補助採択されたことにより清流の国ぎふ市町村提案事業補助金212万円を、それぞれ増額または新規計上するものであります。

目07土木費県補助金は、耐震補強工事補助金を制度改正による国庫支出金への移行に伴い、72万円を減額するものです。

11ページをお願いいたします。

款17寄附金は、教育・福祉を目的とした寄附金の計上であります。

款18繰入金、項01基金繰入金では、他の財源で歳出予算を賄える見込みが立ったため、財政調整基金繰入金を全額1億4,406万9,000円、また、ふるさとふれあい振興基金繰入金は、伏見ふれあい遊歩道整備に充当することを取りやめたことによる710万円を、それぞれ減額するものです。

項02特別会計繰入金は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、それぞれの特別会計における平成24年度精算に伴う繰入金を計上しています。

款19繰越金は、平成24年度一般会計決算に基づく実質収支額との差1億3,434万3,000円を増額します。

款20諸収入、項03受託事業収入は、独立行政法人森林研究所からの造林地保育事業委託金87万6,000円の計上です。

項05雑入では、職員の研修受講助成金として岐阜県市町村振興協会助成金33万6,000円、鳥獣被害防止計画に基づく緊急捕獲等対策事業推進交付金92万円、町有林の伐採補償料225万9,000円、さらに、中濃地方拠点都市地域整備促進協議会のふるさと市町村圏基金取り崩し金2,110万5,000円、それぞれ計上しています。

13ページをお願いします。

款20町債の補正は、先ほど説明しました第2表 地方債補正のとおり、当初予算で定めた起債の借入額を減額・廃止するものであります。

14ページから歳出の説明に移りますが、まず節02給料、節03職員手当等及び節04共済費の人員費につきましては、ことし4月1日付の人事異動に伴う補正であり、一般会計全体で特別職・一般職合わせ合計228万6,000円を減額しています。なお、24ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、人件費以外のものについて説明いたします。

款02総務費、目01一般管理費、節19負担金補助及び交付金の補正額33万6,000円の増額は、岐阜県市町村振興協会助成金を財源に、職員研修会負担金を増額します。

目05財産管理費は、旧名鉄八百津線軌道敷で伏見児童館より北側部分に係る除草委託料20万3,000円の増額補正です。

これより基金積立金を計上していますが、ふるさとふれあい振興基金は平成24年度の事業精算による余剰分の積み立て、財政調整基金は歳入増加による積み立て、教育振興基金及び次ページの福祉向上基金は寄附金の積み立てであります。

15ページをお願いします。

15ページから16ページにかけて掲載してあります款03民生費、目02国民年金事務等取扱費では、電算システム改修による事務費繰出金の増額、本算定に伴う基盤安定繰出金の減額、これらを差し引きし、国民健康保険特別会計繰出金を2,927万3,000円減額しています。

目04老人福祉費は、地域支援事業に係る介護保険特別会計への繰出金を33万3,000円増額します。

目05介護保険費、節13委託料27万6,000円の増額は、シルバー人材センター、みたけスポーツ文化倶楽部、いずれもみたけ健康館における管理委託料の増額です。さらに、節28繰出金15万1,000円は、包括的支援事業に係る介護保険会計に対するものであります。

目07老人憩いの家管理費の備品購入は、冷蔵庫の購入費です。

項02児童福祉費の説明です。17ページをお開きください。目04ことばの教室事業費、節07賃金は、当初、臨時職員の配置を予定していましたが、4月人事異動により正職員となりましたので、246万1,000円全額を減額します。

款04衛生費、目02予防費の補正は、節01報酬で、子宮頸がんワクチンに係る保健事業健康被害調査のための委員報酬を1万6,000円増額し、節13委託料で、主に風疹ワクチン予防接種による個別予防接種委託料83万円の増額。また、節20扶助費で、子宮頸がん・ヒブワクチン・肺炎球菌の予防接種化に伴い、助成費が不用となったことによる減額をしております。

目04成人保健費は、現在策定作業が進行しています健康増進計画、食育推進計画の策定に携わる委員報酬8万8,000円の増額です。

18ページに移り、款06農林水産業費、項01農業費、目03農業振興費の報償金166万円の増額は、有害鳥獣捕獲隊に対するものです。

目04農地費、節13委託料で、土地改良施設維持管理適正化事業委託料40万円の減額は、丸山頭首工操作盤電動化の設計費を取りやめたものであります。調査設計委託料40万円は、岐阜県が行います井尻地内宇和智洞ため池改修工事に関し、下流水路の設計費であります。節15工事

請負費40万円の増額は、丸山頭首工に係る補修整備工事費であります。

項02林業費、目02林業振興費の補正は、独立行政法人森林研究所からの受託事業として、徐伐を実施する森林研究所保育事業委託料87万6,000円を計上し、清流の国ぎふ市町村提案事業として、森林の修景整備を目的に森林再生モデル事業委託料212万円増額します。さらに、山林協会可茂支部等負担金2万7,000円、環境保全林整備事業補助金4万円は、いずれも額確定によるものです。

19ページをお願いします。

款08土木費、項02道路橋梁費、目01道路橋梁総務費の旅費は、研修受講によるものです。

目02道路維持費では、道路の危険箇所修繕費として300万円、南山トンネルなど国の指導に基づく道路ストック総点検のための委託料520万円を計上し、また節15工事請負費1,650万円は、元氣交付金を活用した雨水マンホール修繕工事、社会資本整備総合交付金事業として道路側溝改良工事などのための増額であります。

目03道路新設改良費、節15工事請負費400万円の減額は、社会資本整備総合交付金事業である町道四十八杉ヶ崎線道路改良工事に係るものです。節17の土地購入費は、伏見106号線道路改良のための用地購入費129万6,000円の計上です。

20ページに移り、項04都市計画費、目01都市計画総務費の耐震補強工事補助金93万円は、国の加算措置による増額です。

款09消防費、目02常備消防費の2,110万5,000円の負担金増額ですが、歳入で説明しましたふるさと市町村圏基金取り崩し金を財源とし、可茂消防事務組合の消防救急デジタル無線整備工事に対する特別分担金の計上であります。

目03消防施設費の設計委託料253万1,000円は、かねてより御嵩町消防団から要望がありました南山消防グラウンド整備に係るものであります。

目04防災費は、共和中学校防災行政無線アンテナの支障木伐採のための手数料13万3,000円の計上です。

21ページをお願いします。

款10教育費、項01教育総務費の節07賃金は、スクールバス運転手の賃金15万1,000円の増額です。

項03中学校費の共和中学校一般分担金6万8,000円の増額は、平成25年度普通地方交付税確定によるものです。

最後に22ページ、項05保健体育費、目02海洋センター費、修繕料35万円の増額ですが、合併浄化槽の漏水修理によるものであります。

以上で一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろし

くお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第46号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第47号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第48号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第46号、第47号、第48号について御説明をいたします。

初めに、議案第46号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,913万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億113万3,000円とするものであります。

7ページをお願いいたします。

まず歳入につきましてでございますが、款01の国民健康保険税につきましては、課税標準所得確定等によります本算定によりまして、一般被保険者、退職被保険者分の合計で1,526万9,000円を減額補正とさせていただきます。

款03国庫支出金の療養給付費等負担金は、交付決定に伴い1億1,670万3,000円を減額いたします。

款04療養給付費交付金も、交付決定に伴いまして1,085万1,000円を減額いたします。

8ページをお願いいたします。

款05前期高齢者交付金につきましては、現年度分の概算分と過年度分の精算額を合わせまして1億5,319万円を増額いたします。

款09繰入金につきましては、特別会計事務費補正に伴いまして事務費一般会計繰入金が59万4,000円を増額、国保税本算定に伴い保険基盤安定繰入金が2,986万7,000円の減額、合計いたしまして2,927万3,000円の減額であります。

款10の繰越金は、平成24年度の繰越額が確定したことによりまして6,803万9,000円を増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

款01の総務費の一般管理費につきましては、税制改正に係りますシステム改修に伴いまして59万4,000円の増額補正をさせていただきます。

10ページをお願いします。

款03後期高齢者支援金や、それから款04の前期高齢者納付金、款05の老人保健拠出金につきましては、それぞれ金額が確定したことによります増額補正、減額補正でございます。

続きまして11ページでございます。

款06介護納付金は、納付金確定に伴いまして753万8,000円の減額でございます。

款09基金積立金といたしまして2,000万円の増額をお願いしたいということでございます。

款10の諸支出金の償還金につきましては、平成24年度の療養給付費交付金の返還金として1,448万9,000円の増額でございます。

12ページをお願いいたします。

同じく款10諸支出金の一般会計繰入金でございますが、平成24年度の特定健診繰り出し精算に伴いまして196万3,000円の増額でございます。

款11予備費は、収支見込みによりまして458万7,000円の増額となります。

主なものを説明いたしました、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第47号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

同じく補正予算書つづりの今度は薄紫色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,608万4,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

まず歳入につきまして、繰越金のみでございますが、前年度収支繰越金の確定によりまして308万4,000円の増額でございます。

続きまして歳出でございますが、款04諸支出金でございます。一般会計繰出金187万1,000円の増額でございますが、その内訳は、平成24年度の事務費繰出金、それから保険基盤安定負担金繰出金、そして保健事業繰出金の精算によるものでございます。

それから款05予備費でございますが、収支見込みによる補正といたしまして121万3,000円の増額でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第48号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

同じく補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,767万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,680万1,000円とするものです。

第2項につきましては、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ716万1,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定から説明をさせていただきますので、事項別明細書のうちの7ページをお願いいたします。

まず歳入から説明をさせていただきます。

款06.01、平成24年度地域支援事業のうち、包括的支援事業（町負担分）に係ります一般会計からの繰入金15万1,000円と33万3,000円の合計48万4,000円を増額でございます。

それから款06の02、平成24年度精算によりますサービス事業勘定からの繰入金で18万6,000円の増額でございます。

款08繰越金は、平成24年度からの繰り越し確定に伴いまして5,694万8,000円の増額でございます。

款09諸収入は、地域支援事業交付金精算額の確定見込みによりまして6万1,000円の増額でございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

9ページをお願いいたします。

款02.01の保険給付費でございますが、介護保険に係る介護給付費が平成24年度以降急激な伸びを見せておりまして、本年度におきましても4月、5月、6月とこれまでにない上昇率となっております。給付費の不足が予測されますことから、年度途中での不足を避けるために2,665万円の増額をするものでございます。

同じく款02.02の審査支払手数料、それから款02.03の高額介護サービス費につきましても、試算の結果、不足が予測されるため、それぞれ増額をさせていただくものでございます。

款04.01.02の償還金でございますが、昨年度、急激に介護給付費が伸びたために国・県からの交付金を増額していただきましたが、結果的に不用になったということもございまして、その額を精算し、返還するための増額補正1,754万円でございます。

それから款04.02.01でございます。一般会計繰出金、事務費の精算に伴い1,050万円の増額補正であります。

それから款05.02.01、包括的支援事業といたしまして、これは高齢者に優しいまちづくり、認知症対策ということで映画鑑賞、それから、その映画の監督によります講演会を開催したい

ということで、こちらの開催費用ということで51万9,000円の増額補正をさせていただきます。

それから、10ページから11ページでございます06予備費でございますが、収支見込みによる調整で107万円の増額補正でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定のほうを説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳入につきましては、平成24年度の収支決算に伴いまして、繰越金196万1,000円の増額でございます。

歳出につきましては、1の1の1居宅介護支援事業費で、介護予防プラン作成委託、それからシステム増加などで177万5,000円の増額でございます。

それから2の1の1でございますが、保険事業勘定繰出金は、収支見込みに伴いまして18万6,000円を増額補正させていただいております。お目通しのほどよろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、以上で議案第46号、47号、48号の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第49号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、議案第50号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

議案第49号 平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

黄緑色の表紙の1ページをお願いします。

平成25年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成24年度決算に伴い補正をするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正として、それぞれ371万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,271万8,000円とするものでございます。

では、4ページをお願いします。

平成24年度決算によりまして、歳入の款07繰越金を371万8,000円増額し、歳出の款04予備費を同額増額するものでございます。

以上で、下水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、水色の表紙をお願いします。

議案第50号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、4月1日の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

まず第2条をごらんください。収益的支出でございます。支出の第1款水道事業費用のうち、第1項の営業費用を10万8,000円減額し、第4項予備費を同額増額するものでございます。

次に2ページをお願いします。

資本的支出であります。第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億6,700万円」を「1億6,686万8,000円」に、過年度損益勘定留保資金「5,227万円」を「5,213万8,000円」に改め、資本的支出の予定額を補正するものでございます。支出として、第1款の資本的支出の第1項建設改良費を13万2,000円の減額とするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるもので、予算第7条に定めた経費の職員給与費を24万円減額するものでございます。

次の3ページからは予算実施計画書、資金計画書となります。後ほどお目通しをいただきまして、7ページ、8ページの予定損益計算書の8ページのほうをお願いします。

下から3行目になります。今回の補正により、今のところの当年度純損失は221万4,000円を見込んでおります。これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は3,415万5,179円を予定するものでございます。

次のページからは予定貸借対照表となります。後ほどお目通しをいただきまして、12ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的支出の支出の項の1営業費用では、給料、手当、法定福利費をそれぞれ減額し、合計で10万8,000円を減額しまして、項の4予備費を同額増額するものでございます。

次に13ページをお願いします。

資本的支出の支出の項の1建設改良費では、給料、手当、法定福利費をそれぞれ増減額し、合計で13万2,000円の減額をするものでございます。

以上で、水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ここで暫時休憩をします。

再開は午後1時とします。

午後0時03分 休憩

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

保険長寿課長 加藤暢彦君から発言を求められていますので、これを許します。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

お許しをいただきましたので、御説明をさせていただきます。

先ほどの私の説明の中で誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

介護保険特別会計の中でございますが、補正予算書の14ページをお願いいたします。オレンジ色の背表紙のところの14ページでございます。

まず歳入のところでございますが、「繰越金」のところを「繰出金」と申しましたので、正しくは繰越金でございますので、訂正をお願いしたいと思います。

それから歳出のところの一番下でございます、款02諸支出金、項01繰出金、目01保険事業勘定繰出金のところでございます。こちらは「18万6,000円」のところを「186万円」と申しました。正しくは予算書のとおりでございますが、18万6,000円でございますので、説明を訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

続きまして、議案第51号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田徹君。

企画課長（山田 徹君）

それでは、議案第51号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について御説明をさせていただきます。

議案書つづりの6ページをお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、可茂広域行政事務組合規約の一部を次のとおり改正する。

これより資料にて御説明いたしますので、資料つづりの2ページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、規約の第11条に基金の設置についての条項がございます。今回の改正は、第2項の基金の処分について、今までできないとされていましてところに、ただし書きを加え、処分を可能とするものです。

資料つづりの3ページをごらんください。

これは、平成7年に当時の25市町村が連携して基本計画を策定いたしました中濃地方拠点都市地域での可茂、中濃、郡上の各ふるさと市町村圏基金の市町村出資一覧表でございます。これまで、この合計10億円の積立金の果実運用により各種の地域振興事業を実施してまいりましたが、今後、各エリアにおいて大規模な財源を必要とします消防救急デジタル無線の整備運用が計画されておりまして、これに全市町村が造成いたしました基金を活用するため、処分に関する部分の規約を改正するものでございます。

なお、今回の規約改正は、岐阜県知事の許可のあった日から施行されます。

以上で説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第52号 御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第52号、議案第53号について御説明をいたします。

今回の条例改正は、それぞれの施設の管理運営を指定管理者制度に移行することができるようにするためのものであります。

初めに、議案第52号 御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

御嵩町高齢者いきがい活動支援センターは、在宅の虚弱老人等に対し、通所によるサービスを提供することにより、生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上や、あるいはその方々の御家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るための施設であります。

御嵩町の御嵩地区にふらっとハウス、伏見地区にあっと訪夢、2つの施設がございます。ふらっとハウスにつきましては直営方式、あっと訪夢につきましては指定管理者方式で管理運営がなされておるところでございます。2つの施設はそれぞれ地域の高齢者の方々が利用されておりますが、利用者の数に大きな差がございます。指定管理者制度で運営されておりますあっと訪夢のほうが、より多くの方に利用していただいております。今後、ふらっとハウスも、あっと訪夢のように事業内容を充実させ、地域の高齢者がより利用しやすい施設にして利用者をさらにふやしたいと、そのために指定管理者制度への移行を考えております。

現行の条例では、あっと訪夢は指定管理をすることができますが、ふらっとハウスは指定管理にすることができませんので、条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは、新旧対照表にて説明をいたしますので、第3回定例会資料つづりの4ページをお

願いをいたします。

現行のまず第4条でございますが、これは14条に移行いたしますので、後ほど説明をさせていただきます。

改正案の4条でございます。これは現行の第5条を1条繰り上げまして、2項に開館時間の変更、3項にその旨の掲示を定めたものでございます。

第5条でございますが、現行の第6条を1条繰り上げまして、第2項には指定管理者の場合というのを削除いたしております。

5ページをお願いいたします。

第8条ですが、直営の場合の使用の制限について定めたものでございます。現行の20条から移行してきたものでございます。

第10条ですが、直営の場合の目的外使用の制限について定めたものであります。

6ページをお願いいたします。

第13条です。現行の条の繰り下げと、利用料金について削除をしております。第2項につきましては、使用料の免除、減免について定めております。第3項につきましては、使用料の還付について定めております。

第14条でございますが、現行の4条から移行したものでございます。第2項には、4条から8条までの指定管理者による管理の場合の読みかえ規定となっております。「町長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」になど読みかえることが明記されております。

7ページ、8ページのところで、20条をお願いいたします。20条は、現行の17条からの条番号の繰り下げと、本文内の条番号の修正でございます。

第22条は、現行の19条から条番号の繰り下げと、本文の条番号の修正でございます。

それ以外の箇所についても、条番号のずれによる移動と、それに伴います本文内の条番号の修正などがございますので、よろしくお願いをいたします。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第52号 御嵩町高齢者いきがい活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第53号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

みたけ健康館は、健康づくり、介護予防、心身の機能維持や生きがい対策に関する事業などの拠点施設として平成22年度に開設されております。主な事業といたしましては、高齢者筋トレ教室、高齢者筋トレフォローアップ教室、一般成人筋トレ教室などが実施されておまして、毎年、利用者数がふえておる状況でございます。

年間利用者数がふえておる状況ではございますが、みたけ健康館の有効活用とさらなる利用者拡大のため、みたけ健康館の指定管理制度への移行を考えておるところでございます。指定管理者制度への移行によりまして、開催日や夜間の開催日数の増加、筋トレ教室以外のプログラムの実施、専門的知識を持った方の人材活用など、利用者にとって魅力的な事業展開ができることが期待できます。それによりまして多くの方が参加され、介護予防や健康づくりなどの事業に参加されるということが期待できます。将来的には介護給付費などの費用の抑制にもつながるといふふうに考えておるところでございます。

現行の条例では、みたけ健康館は指定管理をすることができませんので、今回、条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、こちらも新旧対照表にて説明をいたしますので、資料つづりの10ページをお願いいたします。

第4条でございますが、こちらにつきましては、現在はみたけ健康館の設置及び管理に関する条例施行規則の第3条に明記されておりますが、これを条例に移行するものでございます。

第5条でございますが、こちらと同じく、規則に明記されておりますが、今回、条例に移行するものでございます。

第6条でございますが、「利用」を「使用」にかえるというものでございます。第3項につきましては、条の移動による修正と、「利用」を「使用」にかえるものでございます。第4項は、現行の第8条ただし書き以降を定めたものでございます。第5項につきましては、現行の第9条の「又は」以降を定めたものでございます。

11ページをお願いいたします。

第7条から第9条につきましては、「利用」を「使用」にかえるなど語句の修正でございます。

12ページをお願いいたします。

第10条ですが、現行の第9条の前半部分を定めたものでございます。みたけ健康館での目的外使用の禁止を定めておるところでございます。

第11条ですが、こちらは「徴収しない」を「無料とする」という言葉に言いかえるものでございます。

第12条以降につきましては、指定管理者制度について定めております。

第12条は、指定管理者での管理ができるように定めるものでございます。2項につきましては、第4条から第9条までの指定管理者による管理の場合の読みかえ規定でございます。こちらにつきましても、「町長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」になど読みかえ規定でございます。

13ページをお願いいたします。

第13条は指定管理者の業務を定めたもの、第14条は利用料金について定めたもの、第15条は指定管理者の指定に関して定めたものでございます。

14ページをお願いいたします。

第16条は、指定管理者を指定した場合の告示について定めたものであります。

第17条は基本協定について、第18条は指定管理者の事業報告について、第19条は事業報告に関しての聴取について定めたものであります。

第20条は、指定管理者への取り消しについて定め、その場合の告示について定めたものでございます。

めくっていただいて15ページをお願いいたします。

第21条は、事故発生時の対応について定めたものでございます。

第22条は、「き損」を「毀損」にし、「滅失したとき」を「滅失させた者」とし、原状回復と損害賠償について定めたものでございます。

第23条は、個人情報取り扱いについて定めたものでございます。

第24条につきましては、現行の11条から移行したもので、規則への委任について定めたものでございます。

なお、この条例につきましても平成26年4月1日からの施行をお願いするものでございます。

以上で、議案第53号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書、発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書、以上2件について議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 渡辺謙二君。

議会事務局長（渡辺謙二君）

それでは、発議第1号、発議第2号につきまして朗読させていただきます。

きょう配付させていただきました御嵩町議会第3回定例会議案その2というものをごらんいただきたいと思います。

1ページをお願いしたいと思います。

発議第1号

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を、次のとおり提出する。

平成25年9月6日提出

提出者 御嵩町議会議員 柳生千明

賛成者 御嵩町議会議員 佐谷時繁

〃 〃 大沢まり子

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯を踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

平成25年9月6日

岐阜県御嵩町議会

これは内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長宛てに送付します。

続きまして、発議第2号のほうでございます。

議案書の4ページをお願いしたいと思います。

発議第2号

道州制導入に断固反対する意見書

道州制導入に断固反対する意見書を、次のとおり提出する。

平成25年9月6日提出

提出者 御嵩町議会議員 谷口鈴男

賛成者 御嵩町議会議員 岡本隆子

〃 〃 柳生千明

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退

してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々御嵩町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月6日

岐阜県御嵩町議会

これは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、道州制担当宛てに送付します。以上です。

議長（加藤保郎君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について、提出者より説明を求めます。

5番 柳生千明君。

5番（柳生千明君）

当町は環境モデル都市として選定されておりまして、CO₂抑制等につきまして森林の整備・保全等を推進するという立場でありまして、今回の森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保ということを議会等で決めましたので、この意見書を提出させていただきます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

ただいまの意見書の一番下のところ、2ページになりますけれども、先ほど事務局長が朗読された一番下のところになりますけれども、この地方自治法第99条の規程の「程」の字ですけれども、「定」が僕は正しいと思いますので、訂正されたらいかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

6番 山田儀雄君の指摘のとおり、規程の「程」の字を「定」に訂正させていただきます。

次に、発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書について、提出者より説明を求めます。

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

道州制に対する反対の意見書を提出させていただきました。これはもともと全国町村議長会で、平成20年以来、今日まで毎年継続して、地方自治体の体制、対応、そして権能を守るために断固として反対決議をしてきた経緯がございます。そこで先ほど意見書の中に「全国町村議会議長会が」という表現が入っております。

全国町村議会議長会は、平成20年の町村議会議長全国大会以来、全国の町村議会の総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないということを政府・与党に対し強力で申し入れてまいりました。しかしながら、与党を中心に、道州制の導入が決定したかのごとき道州制推進基本法案が国会に提出され、そして審議されるというような状況になっております。まことに遺憾であります。

そもそも道州制導入のこれまでの議論は、政府・与党や財界主導、大都市中心により進められてきたものであり、住民に一番身近な当事者である我々町村と真摯な議論も、丁寧な説明もない上、また国の形の根本にもかかわらず、国民的な議論もないまま一方的に中央から押しつけようとするのは、地方分権の精神に反するものであります。

また、基礎自治体と道州の2層制は小規模町村の存在を否定し、国策として推進されてきた平成の大合併に続き、事務権限の受け皿という名目のもとに事実上の強制合併を余儀なくされるものであります。住民と行政の距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。こうしたことは、今まで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた我々町村に対するまさに暴挙であります。

よって、私ども町村議会としては、住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定する道州制の導入に断固として反対するものであります。議員の皆さん方の御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第44号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり同意されました。

請願の委員会付託

議長（加藤保郎君）

日程第7、請願の委員会付託を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しました請願つづりのとおりです。

請願第1号 年金の削減中止を求める意見書の採択に関する請願書を議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 渡辺謙二君。

議会事務局長（渡辺謙二君）

それでは、きょう配付しました請願つづりをごらんいただきたいと思います。

請願第1号 年金の削減中止を求める意見書の採択に関する請願書。

紹介議員、佐谷時繁、植松康祐。請願者、御嵩町伏見580-3、全日本年金者組合岐阜県本部可児支部代表者 鍵谷剛。賛同者、代表者のほか172名。

件名、年金2.5%の削減中止を求める意見書の採択について。

趣旨。ことし10月から3年間で年金額を2.5%削減する法律が成立しました。消費税の増税も来年から計画され高齢者の生活は深刻な状況です。さらに御嵩町だけでも1億9,000万円の収入減となる高齢者の大幅収入減は、地域の経済にも大きな影響を与え自治体の税収減にもなります。このような年金削減の実施を中止するよう、地方自治法第99条の規定による意見書を

国に提出されるよう請願します。

理由。地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。平成25年8月12日、御嵩町議会議長 加藤保郎殿。以上です。

議長（加藤保郎君）

朗読が終わりましたので、請願第1号について紹介議員より説明があれば、これを許します。

[挙手する者あり]

11番 佐谷時繁君。

11番（佐谷時繁君）

ただいま議長のほうからお許しを得ましたので、このことについて一部説明をさせていただきますと思います。

皆様のお手元にもあると思いますけれども、年金2.5%削減の中止を求める意見書というのがお手元にあると思いますけれども、私の個人的な思いも入りますけれども、戦後の今の復興は、今の高齢者の方々が非常に厳しい中で現在の日本が私はあると思っています。そういうお年寄りの皆さんに対して、私どもは尊敬の念を持って対応すべきだと思っています。そのことが今回の年金等の削減等について、老後の生活が不安に脅かされるようなことのないように、これは私はある意味では政治の責任だと思っています。たまたま紹介議員になってくれということで私のほうに2人の方がお見えになりましてその趣旨を伺いましたので、ぜひそれではこの議会で議員の皆さんに紹介をさしあげて賛同いただきたいというような思いで、今回のことに至りました。

内容につきましては、皆さんのお手元にあるものを熟読していただければ御理解をいただけると思いますので、御審議のほどよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議長（加藤保郎君）

ただいま議題としています請願第1号につきましては、8月22日の議会運営委員会において、民生文教常任委員会にその審査を付託することに決定をいただきました。

お諮りします。この請願につきましては、民生文教常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は民生文教常任委員会にその審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月11日水曜日午前9時より開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会します。御苦労さまでした。

午後1時42分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

